いきサポ愛知

第31号 2023.MAY

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
（受託：公益社団法人 愛知県医師会）

2024年４月からは、医師にも時間外労働の上限規制が適用されます！ 備えは充分ですか？

医療機関において医師の勤務実態の把握をします。

①まずは自院の労働時間の把握をしましょう！

⬇ 兼業・副業先の労働時間も通算します。自己申告等で把握できる体制を作りましょう！

②自院の宿日直許可の有無を確認し、必要な宿日直許可は申請しましょう！

⬇ 兼業・副業先の宿日直許可の有無も自己申告等で把握できる体制を作りましょう！

③自己研鑽の取扱いの明確化、ルール化を話し合いを重ねて作りましょう！

目指す水準を設定し、必要な準備、取組を進めましょう！

- □ **2024年４月以降は、A水準を目指す**

  ※A水準（水準指定が必要ない）をお考えの医療機関は今一度医師の時間外労働時間数をご確認下さい！

- □ **2024年４月以降は、B・C水準を目指す**

  2024年度以降の医師労働時間短縮計画を作成し、評価センターの評価を受け、愛知県知事の指定を受ける。

  ※**特定労務管理対象機関の指定後に労働基準監督署へ36協定届を提出することとなります。**

  ※**令和５年夏前（遅くとも７月）までに評価センターへ受審し**、令和５年12月には愛知県へ指定申請を行いましょう。

特定労務管理対象機関指定の手続きスケジュール

2023年度 ／ 7月（遅くとも） ／ 12月末 ／ 2024年度

check 1　時短計画案の作成
愛知県の指定を受けようとする場合は、第三者評価を受審する前までに作成
※時間外・休日労働が年960時間を超えている医師がいる医療機関は、
時短計画を作成し取り組むよう努め、その時短計画に基づく取り組み(PDCA) に対して都道府県が支援

check 2　評価センターの評価の受審申込
B水準　連携B水準　C-1水準　C-2水準

最短で4ヶ月程度かかります
評価センターによる第三者評価
労働時間実績や時短の取り組み状況を評価

愛知県への指定申請

愛知県による特定労務管理対象機関の指定
地域医療への影響等を踏まえた都道府県の判断

C-1水準　**臨床研修・専門研修プログラムにおける時間外労働時間数の明示**

C-2水準　**審査組織による医療機関の個別審査**
特定の高度な技能の教育研修環境を審査

時間外・休日労働が
**年960時間以下の
医師のみの医療機関は
愛知県の指定不要**

check 3　特例水準の指定を受けた医療機関
◆時短計画に基づく取り組み
◆特例水準適用者への追加的健康確保措置
◆定期的な時短計画の見直し、評価受審

B水準　連携B水準　C-1水準　C-2水準

※一医療機関は一つ又は複数の水準の指定
※特例水準は、指定の対象となった業務に従事する医師に適用される

愛知県保健医療局健康医務部医務課 地域医療支援室からのお知らせ

・特定労務管理対象機関（B・連携B・C-１・C-２水準）の指定を受けることを希望される医療機関は、令和５年12月28日までに愛知県へ申請をお願いします。申請書等の詳細については、愛知県公式Webサイトから「特定労務管理対象機関について」をご確認ください。

URL https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/tokuteiroumu.html

医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の活用について

check1 勤務実態の把握

現状把握の方法がわからない！
副業・兼業先の労働時間の取扱は？

いきサポ※掲載の「医師の勤務実態把握マニュアル」を御活用いただけます。勤改センターではマニュアルに沿った集計用エクセル表（関数設定済）も提供。

時短計画の作成

時短計画の作成例はないの？
様式はどれ？

いきサポ※掲載の「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」を参照ください。
勤改センターで作成支援も行いますので、ご相談ください。

check2 評価センターによる評価の受審（遅くとも７月までに）

いつまでに受審すればいいの？
不安だから受審前に色々相談したい…

受審の前に勤改センターにご相談いただけます。
医療機関勤務環境評価センターホームページ
URL https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center

愛知県への指定申請

愛知県の指定申請に準備するものは？
いつまでに申請すればいいの？

上記、愛知県公式Webサイトから「特定労務管理対象機関について」をご確認ください。

2024年4月 check3 時短計画に基づく取組・追加的健康確保措置の実施

連続勤務時間制限や勤務間インターバルって、どう管理・運用すればいいの？
代償休息の考え方がわからない

いきサポ※掲載の資料を参照ください。
ご不明点は、勤改センターへお問い合わせ下さい。

※「いきサポ」は、「いきいき働く医療機関サポートweb」の略称で、勤務環境改善に関する好事例や、労務管理チェックリストなどの支援ツール、セミナー情報等、勤務環境改善に取り組む医療機関のみなさまの参考になる情報を集約・提供する厚生労働省が開設するポータルサイトです。

いきサポ　検索

お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
（受託：公益社団法人愛知県医師会）
〒460-0008　名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766　　FAX 052-212-5767
E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中
右のQRコードを読み取ってください。
https://aichi-medsc.or.jp

医療機関での医師の働き方改革の制度周知用 eラーニングが公開されました!!

・医師及び医療従事者の皆様を対象とした、「医師の働き方改革」についての基礎知識の習得に役立てていただくためのeラーニング教材がいきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）に公開されました。
医師の働き方改革に関連する制度について学習する上でご使用いただくことに加え、各医療機関内での周知等にもご活用いただけます。
URL https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/elearning

・以下の４種類のeラーニング教材が公開されています。
1．総論：医師の働き方改革について
2．各論：時間外・休日労働時間の上限ルール
3．各論：勤務医の健康を守るルール
4．各論：タスク・シフト／シェア

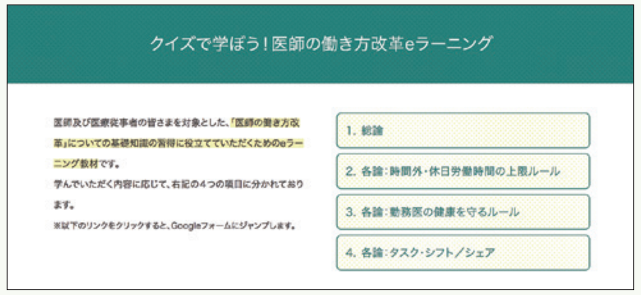
クイズで学ぼう！医師の働き方改革eラーニング

医師及び医療従事者の皆さまを対象とした、「医師の働き方改革」についての基礎知識の習得に役立てていただくためのeラーニング教材です。
学んでいただく内容に応じて、右記の４つの項目に分かれております。
※以下のリンクをクリックすると、Googleフォームにジャンプします。

1. 総論
2. 各論：時間外・休日労働時間の上限ルール
3. 各論：勤務医の健康を守るルール
4. 各論：タスク・シフト／シェア

1 総論：医師の働き方改革について

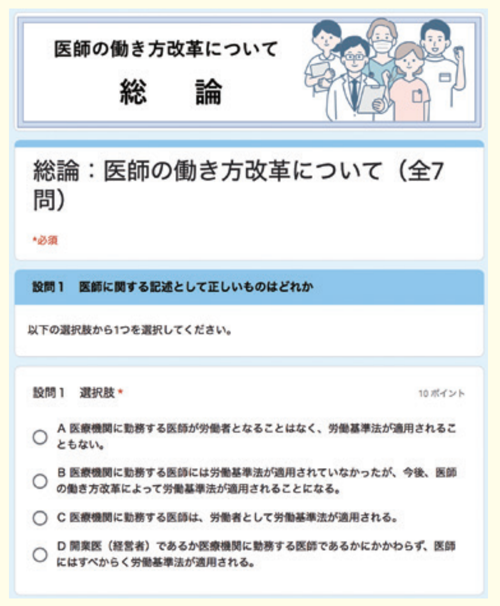
医師の働き方改革について
総　論

総論：医師の働き方改革について（全7問）

*必須

設問１　医師に関する記述として正しいものはどれか

以下の選択肢から1つを選択してください。

設問１　選択肢 *　　10ポイント

- A 医療機関に勤務する医師が労働者となることはなく、労働基準法が適用されることもない。
- B 医療機関に勤務する医師には労働基準法が適用されていなかったが、今後、医師の働き方改革によって労働基準法が適用されることになる。
- C 医療機関に勤務する医師は、労働者として労働基準法が適用される。
- D 開業医（経営者）であるか医療機関に勤務する医師であるかにかかわらず、医師にはすべからく労働基準法が適用される。

▲実際の設問の画像です。

詳細は
こちらから

3 各論：勤務医の健康を守るためのルール

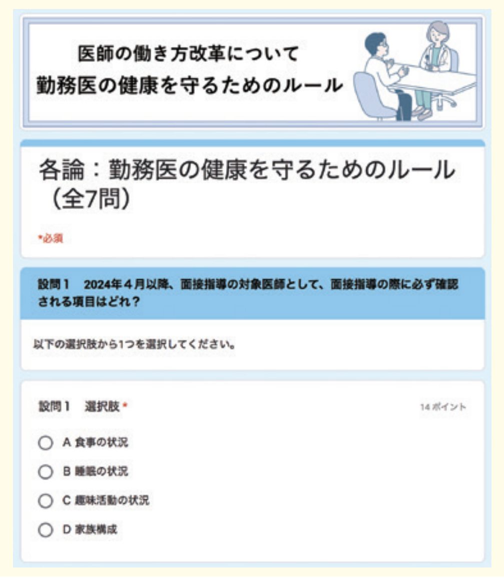
医師の働き方改革について
勤務医の健康を守るためのルール

各論：勤務医の健康を守るためのルール（全7問）

*必須

設問１　2024年４月以降、面接指導の対象医師として、面接指導の際に必ず確認される項目はどれ？

以下の選択肢から1つを選択してください。

設問１　選択肢 *　　14ポイント

- A 食事の状況
- B 睡眠の状況
- C 趣味活動の状況
- D 家族構成

▲実際の設問の画像です。

詳細は
こちらから

2 各論：時間外・休日労働時間の上限ルール

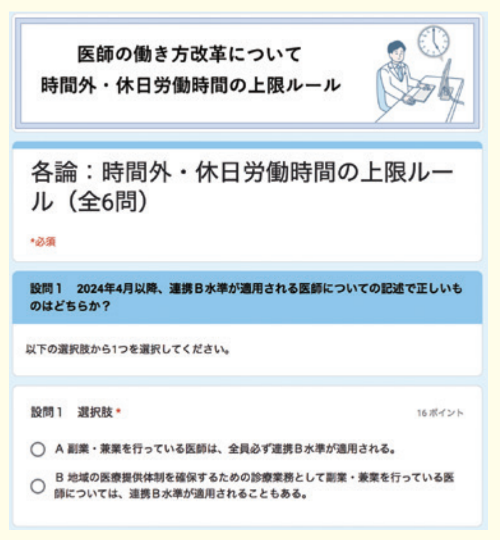
医師の働き方改革について
時間外・休日労働時間の上限ルール

各論：時間外・休日労働時間の上限ルール（全6問）

*必須

設問１　2024年4月以降、連携Ｂ水準が適用される医師についての記述で正しいものはどちらか？

以下の選択肢から1つを選択してください。

設問１　選択肢 *　　16ポイント

- A 副業・兼業を行っている医師は、全員必ず連携Ｂ水準が適用される。
- B 地域の医療提供体制を確保するための診療業務として副業・兼業を行っている医師については、連携Ｂ水準が適用されることもある。

▲実際の設問の画像です。

詳細は
こちらから

4 各論：タスク・シフト／シェア

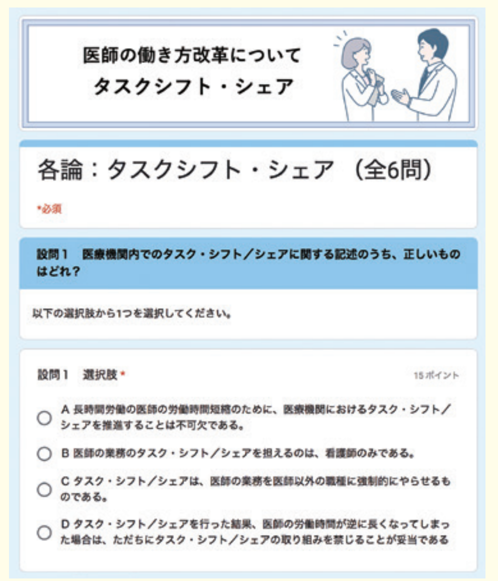
医師の働き方改革について
タスクシフト・シェア

各論：タスクシフト・シェア （全6問）

*必須

設問１　医療機関内でのタスク・シフト／シェアに関する記述のうち、正しいものはどれ？

以下の選択肢から1つを選択してください。

設問１　選択肢 *　　15ポイント

- A 長時間労働の医師の労働時間短縮のために、医療機関におけるタスク・シフト／シェアを推進することは不可欠である。
- B 医師の業務のタスク・シフト／シェアを担えるのは、看護師のみである。
- C タスク・シフト／シェアは、医師の業務を医師以外の職種に強制的にやらせるものである。
- D タスク・シフト／シェアを行った結果、医師の労働時間が逆に長くなってしまった場合は、ただちにタスク・シフト／シェアの取り組みを禁じることが妥当である

▲実際の設問の画像です。

詳細は
こちらから